

情報開示資料

オリエント貿易株式会社

(2006年度版)

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 3月31日

【はじめに】

本書は、平成 18 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 18 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」
内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」
当社の平成 17 年度における業績について記載しています。
- 「対応すべき課題」
当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」
当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項

に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 (*)}} \times 100$$

(*「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 (*)}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第9

9条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

(f) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 オリエント貿易株式会社
 代表者名 代表取締役社長 白鳥 忠志
 所在地 福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目2番25号
 電話番号 092-712-3111 (代)

② 会社の沿革

当社は、大阪の商品仲買人「豊栄物産」の支店として開設したものが、昭和34年7月29日に独立。商号を「九州豊栄物産株式会社」として創立したものです。

年 月	概 要
昭和34年 7月	商品先物取引の受託業務を目的として福岡市橋口町15番地に創業 資本金500万円
昭和34年 9月	下関出張所開設（昭和39年4月廃止）
12月	関門商品取引所、農産物・砂糖市場の仲買登録、受託業務開始
昭和36年 2月	小野田出張所開設（昭和46年11月廃止）
6月	佐賀出張所開設（昭和48年12月廃止）
昭和37年 4月	資本金1,000万円
7月	小倉出張所開設（昭和46年11月北九州支店に昇格）
昭和38年 6月	資本金1,500万円
昭和40年 4月	資本金2,000万円
昭和42年 7月	資本金3,000万円
昭和46年 1月	商品取引所法改正に伴い、農水大臣より関門商品取引所、農産物、 砂糖市場の取引員許可を受ける
3月	資本金8,000万円
10月	商号を「株式会社豊栄」に変更
11月	宇部支店開設（昭和48年2月廃止）
昭和48年 1月	商号を「オリエント貿易株式会社」に変更 資本金1億3,000万円
3月	大分支店開設
12月	広島支店開設
昭和50年 5月	資本金1億5,600万円
昭和51年 5月	資本金1億8,720万円

昭和52年	5月	資本金2億2,463万9,000円
	6月	大阪三品取引所、綿糸市場取引員許可
	7月	大阪支社開設
昭和54年	8月	資本金2億5,000万円
昭和56年	7月	大阪の商品取引員「明光商品株式会社」を吸収合併 資本金3億4,000万円 大阪穀物取引所、農産物市場取引員許可 神戸ゴム取引所、ゴム市場取引員許可 高知支店開設 金沢支店開設
昭和62年	9月	資本金3億7,400万円
昭和63年	8月	東京支店開設(平成6年12月支社に昇格)
平成2年	3月	大阪繊維取引所、毛糸市場取引員許可
平成3年	2月	京都支店開設
	6月	資本金7億9,800万円
	8月	神戸生絲取引所、繭糸市場取引員許可 東京砂糖取引所、砂糖市場取引員許可
	9月	東京工業品取引所、貴金属市場取引員許可
平成4年	4月	大宮支店開設
	6月	資本金8億7,780万円
平成5年	4月	商品投資販売業協議法人許可
	7月	資本金10億69万2,000円
	9月	横浜支店開設
	10月	東京工業品取引所、ゴム・綿糸市場取引員許可
平成6年	6月	資本金11億76万1,000円
平成7年	1月	神戸ゴム取引所、天然ゴム指数取引員許可
	5月	東京穀物商品取引所、農産物市場取引員許可
	6月	資本金12億1,083万7,000円
	12月	静岡支店開設
平成8年	3月	豊橋乾繭取引所、繭糸市場取引員許可
	4月	名古屋支店開設
	12月	岡山支店開設
平成9年	3月	金融先物取引業許可
	4月	東京工業品取引所、アルミニウム市場取引員許可
	8月	仙台支店開設
	10月	大阪商品取引所、アルミニウム市場取引員許可

平成10年	1月	本店移転
	7月	関西商品取引所、農産物・飼料指数市場取引員許可
平成11年	7月	東京工業品取引所、石油市場取引員許可
	9月	外国為替取引開始
	11月	中部商品取引所、畜産物市場取引員許可
平成12年	1月	中部商品取引所、石油市場取引員許可
平成12年	6月	子会社設立（オリエント証券株式会社）
平成13年	4月	熊本支店開設
平成13年	7月	海外子会社設立（オリエント・アセット・マネジメントLLC）
平成14年	4月	関連会社設立（株式会社オリエント・トラディションFX
平成14年	6月	現、株式会社外為どっとコム：新設分割）
平成14年	9月	関西商品取引所、水産物市場取引員許可
平成14年	11月	大阪商品取引所、綿糸市場の受託業務廃止
平成14年	12月	大阪商品取引所、ニッケル市場取引員許可
		長野支店開設
平成15年	3月	北九州支店廃止
平成16年	12月	千葉支店開設
平成17年	3月	証券仲介業登録
平成17年	7月	福岡商品取引所、砂糖市場・関西商品取引所繭糸市場の受託業務廃止
平成17年	8月	中部商品取引所、鉄スクラップ市場取引員許可
平成18年	3月	大分支店、京都支店廃止

③ 会社の目的（平成 18 年 3 月 31 日現在）

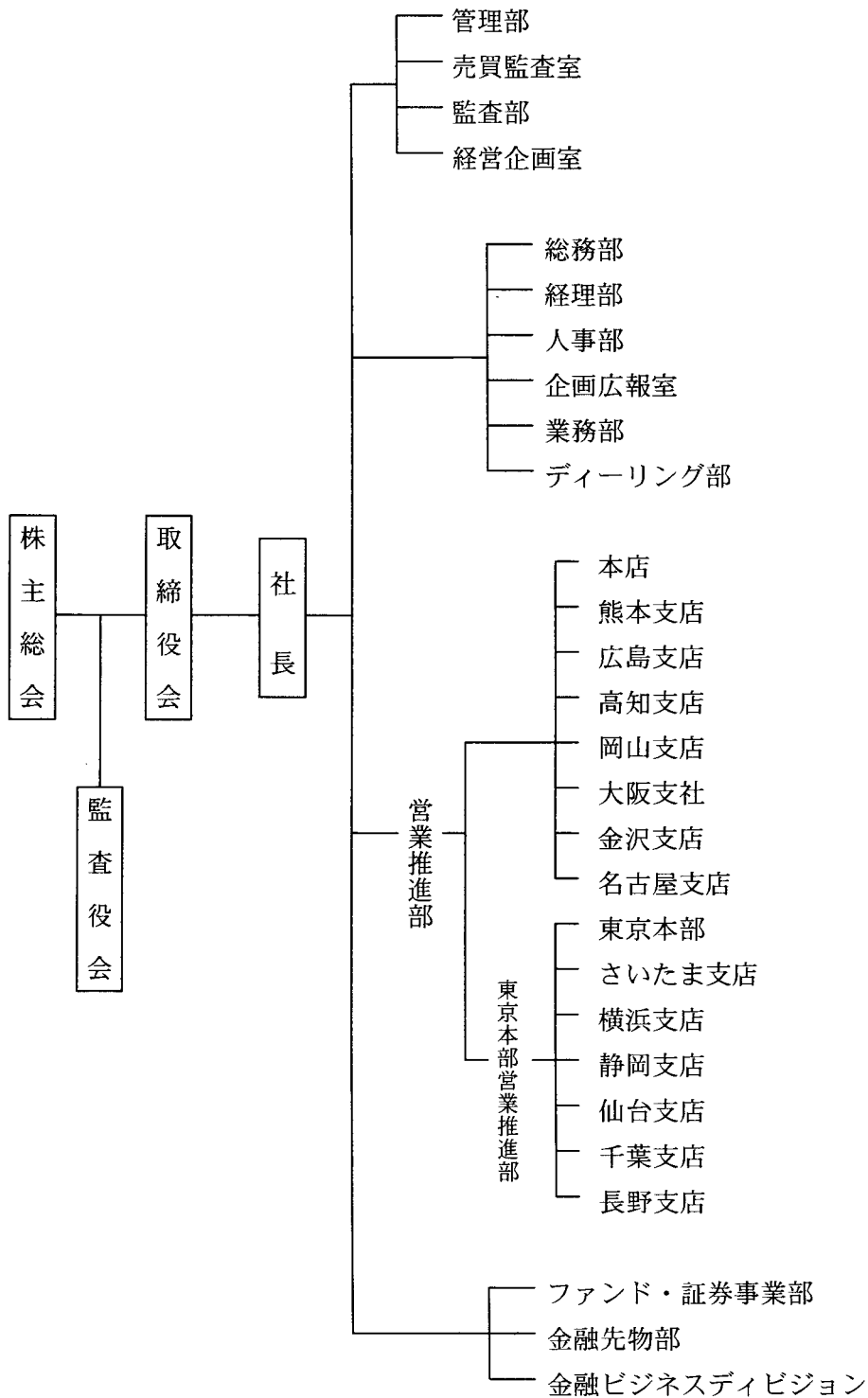
1. 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引を行う業務
2. 前号の各取引の受託を行う業務
3. 次の商品に関する売買、問屋、代理、仲立及び輸出入貿易、保管の業務
 - イ 大豆、小豆、とうもろこし、小麦、米等の穀物並びに粗糖、精糖、果実、コーヒー、ココア等の農産物及びその加工品
 - ロ 海産物並びに牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵等の畜産物及びその加工品
 - ハ 綿糸、乾繭、生糸、毛糸、ステープルファイバー糸等の繊維原料及びその加工品
 - ニ 木材、合板及びその加工品
 - ホ 金、銀並びに白金、パラジウム等の白金族系貴金属の地金及びその加工品
 - ヘ 鉄並びに銅、錫、亜鉛、アルミニウム等の非鉄金属及びその加工品
 - ト 石油、天然ガス等の鉱物資源及びその精製品並びにその加工品
 - チ 天然ゴム及びその加工品
4. 商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問並びに売買及びその仲介
5. 海外の商品取引所における上場商品の売買及びその委託又は委託の媒介、取次、代理並びに受託を行う業務
6. 金融先物取引法に定める通貨等及び金融指標に係る先物・オプション取引等、金融先物取引所に上場されている金融先物取引等の売買並びに仲介又は代理業務
7. 外国為替取引
8. 有価証券の売買
9. 証券仲介業
 - イ 有価証券の売買の媒介
 - ロ 有価証券指数等先物取引・有価証券オプション取引の媒介
 - ハ 有価証券の募集若しくは売り出しの取り扱い
10. 金融業
11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
12. 不動産の取得、処分及び賃貸借その他の利用
13. 書画、骨董品、古美術品、宝石、宝飾品等の売買及びその仲介
14. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち___線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 業務の内容

(1) 経営組織（平成 18 年 3 月 31 日現在）

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条 1 項に基づき、農林水産大臣及び通商産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

(許可番号：農林水産省「農林水産省指令 17 総合第 169 号」)

(許可番号：経済産業省「平成 17・04・21 商第 5 号」)

取引所名 市場名	農 産 物	貴 金 属	ア ル ミ ム	ゴ ム 指 数	ゴ ム 指 数	ニ ッ ケ ル	砂 糖	農 産 物 飼 料 指 数	畜 産 物	石 油	水 産 物	鉄 ス ク ラ ッ プ	上場商品名
東京穀物商品取引所	○						○						小豆、IOM 大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、とうもろこし、粗糖 アラビカコーヒー、ロブスター、
東京工業品取引所		○	○	○						○			金、銀、白金、パラジウム、 アルミニウム、天然ゴム、ガソリン、 灯油、原油、金オプション
中部商品取引所									○	○		○	鶏卵、ガソリン、灯油、軽油、 鉄スクラップ
関西商品取引所	○							○			○		小豆、IOM 大豆、コーヒー指数、 NON-GMO 大豆、穀物指数、冷凍エビ
大阪商品取引所			○	○	○	○							アルミニウム、ニッケル、 天然ゴム、ゴム指数
福岡商品取引所	○												小豆、IOM 大豆、NON-GMO 大豆、 とうもろこし、プロイラー、大豆ミール

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに上げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

- ・商品投資販売業
- ・証券仲介業

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	福岡県福岡市中央区渡辺通五丁目2番25号	092-712-3111
東京本部	東京都新宿区西新宿五丁目3番2号	03-3299-0301
大阪支社	大阪府大阪市北区堂島二丁目1番31号	06-6133-3771
仙台支店	宮城県仙台市青葉区五橋一丁目6番6号	022-262-0071
横浜支店	神奈川県横浜市中区相生町六丁目104番地	045-633-2551
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目103番地1	048-643-4011
千葉支店	千葉県千葉市中央区富士見一丁目14番13号	043-223-5011
静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町8番1号	054-253-0213
長野支店	長野県長野市中御所岡田町166番1号	026-229-6711
名古屋支店	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番17号	052-951-6020
金沢支店	石川県金沢市尾山町3番18号	076-222-1631
岡山支店	岡山県岡山市幸町8番22号	086-233-2777
広島支店	広島県広島市中区三川町2番10号	082-246-8631
高知支店	高知県高知市駅前町3番20号	088-824-8501
熊本支店	熊本県熊本市水道町7番16号	096-311-0111

⑥ 財務の概要（平成18年3月決算期）

(a) 資本金	1,210,837千円
(b) 純資産額 *1	11,184,184千円
(c) 総資産額	25,623,170千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	10,460,925千円 (10,255,351千円)
(e) 経常利益	▲395,681千円
(f) 当期純利益	▲758,300千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 2, 4 2 1, 6 7 4 株 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名 (上位 10 名)

氏名又は名称	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式の割合
	千株	%
エイチ・エス証券株式会社	1, 250, 000	51. 71
オリエント貿易社員持株会	164, 181	6. 78
株式会社加藤経済研究所	116, 487	4. 81
下山 彌壽男	80, 000	3. 30
白鳥 忠志	75, 712	3. 13
川崎 一康	68, 737	2. 84
加藤 幸男	54, 444	2. 25
大同生命保険株式会社	48, 400	2. 00
アサヒ経済株式会社	39, 669	1. 63
水上 吉史	35, 524	1. 46

⑨ 役員状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名 生年月日	所有株式数
代表取締役社長	白鳥 忠志 昭和 21 年 8 月 17 日	千株 75

役職名	氏名 生年月日	所有 株式数
専務取締役	八島 弘安 昭和 29 年 4 月 4 日	30
専務取締役	馬見塚 博 昭和 32 年 1 月 23 日	20
常務取締役	山口 博文 昭和 14 年 5 月 1 日	12

役 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株 式 数
取締役 (非常勤)	三嶋 義明 昭和 40 年 2 月 25 日	0
監査役	谷澤 博 昭和 11 年 12 月 15 日	1
監査役 (非常勤)	吉井 文夫 昭和 5 年 6 月 25 日	0
監査役 (非常勤)	山下 正秀 昭和 13 年 3 月 12 日	0

監査役（非常勤）	梅田 常和 昭和 20 年 8 月 22 日	0
計	9 名	138

- (注) 1. 監査役谷澤 博、吉井文夫及び山下正秀の 3 氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	6 9 0 人	6 0 3 人	8 7 人	4 5 8 人	2 3 2 人
平 均 年 齢	3 2 . 3 才	3 3 . 1 才	2 6 . 7 才	2 9 . 5 才	3 6 . 2 才
平均勤続年数	6 . 8 年	7 . 3 年	3 . 2 年	5 . 2 年	8 . 9 年
登録外務員数	5 7 9 人	5 6 3 人	1 6 人		

* 職員数には出向社員 3 名、嘱託 1 0 名を含んでおりません。

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、「お客様に商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業を目指す」との企業理念の下、主力取扱商品である貴金属、農産物並びに石油、灯油の基本的な相場要因である需給動向に加え、これらの国際商品に多大な影響を与える為

替動向の分析を充実させ、他の取扱商品を含めた情報収集及び分析能力を高めるとともに、お客様に迅速かつ分かりやすくお伝えするサービス体制の強化に努めております。さらに、お客様方の様々なニーズに適確かつ積極的に対応できる強力な営業活動を展開するとともに、お客様の資産をお預かりする商品取引員として、財務体質の一層の健全化を図っております。

また、社員教育では、新入社員に対しては基礎教育、専門教育、営業実践教育、総合教育の4段階、中堅社員に対してはトータルアドバイザーとしての総合教育、指導者教育等を実施し、有能な人材を育成するための一貫した教育システムを採用しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預かりするという責任を第一に考え、新たにお取引をなさるお客様には3ヶ月の間、投資可能資金額を抑制していただき、その間に商品先物取引に対する理解を十分深めていただいております。営業社員には、一時的な利潤を追求するのではなく、長期的に亘ってお客様の良きアドバイザーたることを求めています。一方、管理部門では、「行き過ぎた営業が行われていないか」等の監視機能を強化するため本社の下で東京支社と大阪支社に専従部門を、お客様からの苦情や相談等にも迅速に対応できるように苦情相談センターを設置しております。

また、企業経営の全般をチェックするために社内監査の部門として監査部を設けております。

なお、当社は、信用業務としてのステータスの確立、優れた人材の確保、資金調達 の多様化を図り、「より信頼される」「より愛される」企業を目指して努力しております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

平成17年度のがわが国経済は、企業収益の改善や需要の増加等を受けて設備投資の増加が顕著であり、個人消費においても緩やかな増加傾向が続く中、国内民間需要に支えられ景気回復が持続していく展開となりました。

しかしながら、当商品先物業界におきましては、手数料完全自由化に続く、平成17年5月の改正商品先物取引所法の施行を受けて、委託者債権の保護、勧誘規制措置強化および純資産額規制措置等が大幅に強化されることとなりました。

また、この法改正によって株式会社日本清算機構が設立、全国7取引所の清算に係る業務が一元化され、商品先物市場の信頼性と利便性の向上がはかれることとなりました。

10月には中部商品先物取引所で世界初の鉄スクラップが新規に上場されました。

平成17年度の年間出来高は全国商品取引所連合会の統計によりますと、前年比で20%の減少であり、平成16年度の同8.6%減に引き続き2年連続の減少となりました。

特に人気商品である東京工業品取引所石油市場のガソリン・灯油におきましては、

世界的な原油高騰に伴う価格乱高下が続いたことが影響して、個人投資家の市場離脱を招き、結果としてガソリンの出来高は前年比約 27.2%減、灯油においては前年比の約 44.3%減と大不振に陥りました。

当社におきましては、平成 17 年 6 月、エイチ・エス証券株式会社が当社株式 51.6%（出資比率）を取得して筆頭株主となり、ともに総合金融グループ化構想をスタートさせました。

収益の多角化をはかるべく取り組んでおりますオンライン取引「浪漫飛行」におきましては、平成 16 年 7 月にバーチャルトレードコンテストを開催、平成 18 年 3 月第 4 回までの累積会員数が 8 万 6 千人を超え業界の注目を集めました。

数年来取り組んでまいりました海外戦略では、海外ブローカーからの受託や韓国の手銀行系の商品取引員との提携、平成 17 年 8 月には中国の大手先物会社との間で交換研修を開始するなど、第一歩を踏み出しました。

また、さらなる収益基盤の多角化をはかるために、12 月にはファンド・証券事業部として組織を立ち上げ販売力の強化に努めました。

しかしながら、事業の中心であるリテール営業部門におきましては、法改正に対応すべく、これまでの営業政策の改変を様々に試み、営業体制の構築をすすめてまいりましたが、業績面におきましては厳しい結果に終始し、勧誘規制措置の強化や委託者保護に対応した営業手法転換への模索の 1 年となりました。

また、平成 18 年 3 月には経営効率化の観点から、京都支店の大阪支社への統合、福岡支店の本社への統合、ならびに大分支店の熊本支店への統合をそれぞれ実施いたしました。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取委託手数料部門

当期につきましては、世界的な原油価格高騰に伴う価格乱高下が続いたことが影響して、個人投資家の市場離脱を招いたこともあって、委託売買高 5,026,222 枚(前期比 11.7%増)、委託手数料は 102 億 5,535 万円(前期比 10.4%減)となりました。

(2) 売買損益部門

ゴム市場、石油市場及び農産物市場では利益を計上したものの、自己、貴金属市場等の減益により、2 億 573 万円（前期比 85.1%減）となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 104 億 6,092 万円(前期比 18.5%減)でした。経費につきましては営業費用が 110 億 2,251 万円となりました。営業損失は 5 億 6,158 万円(前期営業利益 9 億 8,713 万円)、経常利益は 3 億 9,568 万円（前期経常利益 10 億 7,123 万円）、当期損失は 7 億 5,830 万円(前期利益 6 億 745 万円)となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位:千円)

商品市場名	期別	第47期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		2,917,737
貴金属市場		2,721,078
アルミ市場		111,935
ゴム市場		1,365,504
ゴム指数市場		42,298
石油市場		2,890,235
砂糖市場		146,274
農産物飼料指数市場		30,605
畜産物市場		9,329
ニッケル市場		2,633
水産物市場		1,191
鉄スクラップ市場		5,429
小計		10,244,248
オプション取引		
農産物市場		0
砂糖市場		0
貴金属市場		8,205
小計		8,205
商品ファンド		2,898
合計		10,255,351

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別	第47期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)
商品市場名	
商品先物取引	
農産物 市場	174,185
貴金属 市場	▲179,225
アルミ 市場	▲41,473
ゴム 市場	341,299
ゴム指数 市場	▲22,774
石油 市場	472,873
砂糖 市場	75,131
農産物飼料指数市場	▲27,894
畜産物 市場	▲8,070
ニッケル 市場	2,188
水産物 市場	376
鉄スクラップ市場	▲4,059
小 計	782,558
海外先物取引	0
商品売買損益	0
その他売買損益	▲576,819
合 計	205,738

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 消費税は含まれておりません。

3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別	第47期 (自 平成17年4月 1日) (至 平成18年3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品市場名			
商品先物取引			
農産物 市場	1,375,694	460,702	1,836,396
貴金属 市場	686,606	212,608	899,214
アルミ 市場	105,988	59,932	165,920
ゴ ム 市場	844,360	420,520	1,264,880
ゴム指数 市場	38,884	16,761	55,645
石 油 市場	1,871,308	414,829	2,286,137
砂 糖 市場	59,242	19,909	79,151
農産物飼料指数市場	23,063	8,770	31,833
畜産物 市場	11,592	1,013	12,605
ニッケル 市場	1,882	991	2,873
水産物 市場	2,284	725	3,009
鉄スクラップ市場	5,319	1,498	6,817
合 計	5,026,222	1,618,258	6,644,480

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また
受渡しによる決済数量は含めておりません。

④ 今後の対応すべき課題

商品先物業界を取り巻く環境の変化に適応するため、組織再編成をはじめ様々な改革に取り組んでまいります。

まず、長期的かつ継続的な企業価値の増大を追及し、魅力ある会社としてお客様に選ばれる企業になるために、本年のテーマは「全社一丸」、サブテーマは「顧客と共存共栄をはかり、新しいビジネスモデルを確立する」といたしました。主業務である商品先物取引業・オンライン取引「浪漫飛行」の拡充をはかるとともに、商品ファンド「信託型/追加型ハイブリット」フューチャーズファンド「モデラート」の積極的な販売機能強化、ならびに証券仲介業の拡充を推進してまいります。お客様への良質な情報、サービスの提供、新しい営業手法、ならびに事業戦略の展開等、お客様に満足いただき信頼を勝ち取るビジネスモデルの構築に注力いたします。

また、管理会計・財務基盤の強化策としましては、従来の会計システムを刷新し、予想収益・収支管理をシステム上で一元管理し、収支管理体制の充実し、経営の効率化と体質改善に取り組んでまいります。

受 託 業 務 管 理 規 則

オリエント貿易株式会社

(目 的)

第1条 この規則は、商品先物取引の受託業務の適法かつ適正な運営と管理を行い、もって委託者の保護育成を図るために必要な事項について定める。

(管理担当班の組織と職務)

第2条 当社は適法かつ適正な受託業務の遂行のために次のとおり担当部署を設置し、担当職務を定める。

(1) 受託業務の管理担当役員（総括管理責任者）及び総括副管理責任者

受託業務の管理全般を総括する総括管理責任者として役員相当以上1名を置き、本店または東京本部に総括副管理責任者1名以上を置く。

① 総括管理責任者の職務

- 商品取引所法、同法に基づく「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」及び「受託業務管理規則」を適正に運用し、委託者の保護を確保することについて取締役会と連帯して責任を負う。
- 受託業務の遂行の状況について取締役会・執行役員会等に報告し、必要があるときは改善の勧告等を行う。
- 適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の例外の取扱いに係る可否を決裁する。
- 投資可能資金額の増額の申出に係る可否を決裁する。

② 総括副管理責任者の職務

- 総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が不在のときは総括管理責任者を代理する。ただし、この場合、代理した職務の執行につき速やかに総括管理責任者に報告し、その承認を得なければならない。
- 統括管理責任者が不在のとき、統括管理責任者の職務を代行する。
- 管轄する管理担当班の職務の遂行状況及び登録外務員の勧誘及び受託業務を監督する。

(2) 本店・東京本部・大阪支社を受託業務の管理に係る統括母店とし、統括管理責任者各1名を配置する。

① 統括管理責任者の職務

- 日常の適合性の審査と決裁に係る業務
- 商品先物取引の経験の有無についての判定
- 「受託契約準則」第11条第2項に定める取引証拠金等の特例取扱いの申出に係る決裁
- 再勧誘禁止顧客の発信規制システムの管理
- 管轄する支店の受託業務の遂行状況の点検

- 苦情、紛議が発生した際の営業部門への調査

(3) 管理部の組織と職務

① 統括母店に管理課を設置する。

- 受託契約に係る一切の契約書類、委託者からの受領書類等の点検、管理、保管の業務を行う。
- 受託業務の遂行・管理に関連する主務省、日商協への届出・報告を行う。

② 統括母店にサービス課を設置する。また、必要に応じて従たる営業所（支店）にもサービス課を配置するものとし、この場合、統括管理責任者は管轄する支店のサービス課員を監督する。

- 「受託業務管理規則」の適正な運営と実施を図るための諸施策を立案し、営業部門に対しこの規則を遵守するように指導する。
- 営業部員の勧誘状況を点検し、必要な助言・勧告を行う。
- 委託者との面談、通信等を通じて委託者の情報を収集する。
- 「適合性の原則」の審査に係る最前線部署として、委託者の知識・経験・資産の状況等に照らし不相応と認められる恐れのある取引や合理性に疑いのある取引の発見及び営業部に対するこれら売買の状況の確認と統括管理責任者への報告を行う。
- 「確認シート」に基づき顧客の意思確認手続きを履行し、受託の適否について統括管理責任者に上申する。
- 「顧客カード」、契約関係書類（の写し）等支店または統括母店に備え置くべき記録・帳簿・書類等を整備し適正に保管する。

③ 統括母店にコールセンター並びに苦情相談センターを設置する。

- コールセンターは、本規則第15条に定める「口座設定申込書」等の点検及びヒアリングを実施し、特に商品先物取引の未経験者または経験の浅い委託者については、ヒアリング後も引き続き当該委託者と連絡を取り、理解の程度、資金の状況等を聴取するとともに、積極的に委託者の要望・意向を汲み取って営業部へ報告・指導し委託者保護に努める。
- 苦情相談センターは、顧客・委託者からの苦情・質問等を随時受け付け、適正に処理する。

(4) 売買監査室の職務

東京本部に売買監査室を設置する。

- 投資可能資金額の増額に係る申出の審査を実施、上申し、総括管理責任者へ稟請する。
- 前項の審査の際、売買監査室の審査者は当該顧客へ直接連絡のうえ、次の点を確認しなければならない。
 - ① 当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
 - ② 当該顧客が資産の裏付けとして提出した証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）または当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報を記載した書面について、その記載内容が事実と相違ないこと。

(管理担当班の独立性)

第3条 管理部及び売買監査室は営業部門の指揮命令系統に属さない。

2. 管理部及び売買監査室の役職員は営業部門の職務を兼務してはならない。

(迷惑勧誘の禁止)

第4条 勧誘者は、顧客に迷惑を覚えさせるような仕方でも委託の勧誘をしてはならない。

2. 前項において「迷惑を覚えさせるような仕方」とは例示的には次に該当する勧誘であり、顧客による事前の具体的な指示または承諾がない限り、このような勧誘を行ってはならない。

- ① 迷惑な時間帯(午後9時から午前8時を目安とする)に電話または訪問により勧誘すること。
- ② 顧客に意思に反して長時間にわたり勧誘すること。
- ③ 顧客に対して威したり、困惑させたりまたは不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと。
- ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法により勧誘すること。

2. 営業部、管理部及び売買監査室の役職員は、顧客にとって最適な勧誘、面談、連絡等を行うために、顧客が希望する連絡の時間、方法等の情報の収集に努める。

(商品先物取引の勧誘である旨の告知)

第5条 勧誘を行おうとする者は、勧誘に先立って会社の商号、勧誘する外務員の所属支店及び氏名、「商品先物取引の勧誘であること」を告げること無しに商品先物取引の勧誘を行ってはならない。

2. 前項の「商品先物取引の勧誘であること」の告知においては、「商品先物取引」の呼称を明示し、現物や有価証券の取引または元本・利益の保証がある取引と誤認させないように努めなければならない。

3. 本条の告知を行った者は、当該告知を行った顧客の氏名、告知した日時・場所、告知の方法を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(商品先物取引の勧誘を受ける意思の確認)

第6条 勧誘を行なおうとする者は、勧誘の相手方に対して商品先物取引の勧誘を受けるかどうかについて意思を確認し、その承諾を得た場合に限り商品先物取引の勧誘を行うことができる。

2. 前項の確認を行った者は当該確認を行った顧客の氏名、確認した日時・場所、確認の方法、顧客の確認の具体的な内容を「業務日誌」等に記録し、当該顧客が取引に至った場合には、取引の終了の日から3年間保存しなければならない。

(再勧誘の禁止)

第7条 前二条に規定する告知、確認及び商品先物取引の勧誘のいずれの時点においても、顧客から「商品先物取引の勧誘を受けない」、「商品先物取引の委託をしない」旨の意思表示がなされた場合には直ちに勧誘を中止し、当該勧誘者はもとより当社の他の者も当該顧客を再び勧誘しては

ならない。

2. 前項の意思表示がなされた場合には、当該意思表示を受けた者は、その顧客の住所、氏名、電話番号、意思表示のあった日時・場所、当該意思表示の態様を「勧誘拒否者情報記録簿」に記録し、統括母店へ報告しなければならない。
3. 統括母店において前項の報告を受けた場合には、当該顧客の電話番号を発信規制システムへ登録し、再勧誘の禁止の徹底を図るものとする。

(事前交付書面(「委託のガイド」)の事前交付)

第8条 勧誘を行う者は、勧誘の相手方に対して当該勧誘の冒頭に「委託のガイド」を交付しなければならない。

(「確認シート」による確認)

第9条 勧誘を行う者は、前条の「委託のガイド」の交付と同時に、次の事項について「確認シート」により勧誘の相手方から相違ない旨の確認を求めなければならない。

- ① 第4条の「迷惑な勧誘」に該当するような勧誘を行っていないこと。
 - ② 第5条の「告知」を確実にしていること。
 - ③ 第6条の「勧誘を受ける旨の意思の確認」を確実にいき、勧誘の相手方がこれを承諾していること。
 - ④ 勧誘の冒頭に第8条の事前交付書面(「商品先物取引—委託のガイド—」)を交付し、勧誘の相手方がこれを受領したこと。
2. 「委託のガイド」の交付を郵送等により行う場合には、相手方への到着後速やかに本条の「確認シート」による確認を行わなければならない。
 3. 勧誘を行う者は、「確認シート」を徴求したときは統括母店へ提出しなければならない。

(法定の説明事項の説明義務)

第10条 勧誘を行う者は、商品取引所法第217条第1項に定める事項について、「委託のガイド」に基づき同ガイドに示された手順にしたがって顧客に説明しなければならない。

2. 前項の説明においては、説明者は、適宜、図表等を用いて顧客の理解を確かめながら説明しなければならない。
3. 「委託のガイド」を交付せずになされた説明は、本条の説明を果たしたものとみなさない。
4. 本条の説明及び第11条に定める「重要事項の説明書」に基づく説明は、顧客から「説明は不要である」旨の意思表示があってもこれを説明しなければならない。ただし、当該顧客が商品取引所法第218条第1項に定める専門知識及び経験を有する者である場合を除く。

(「重要事項の説明書」による説明と確認)

第11条 勧誘を行う者は、前条の説明を行った後、特に次の事項については顧客の理解の確認を書面により行わなければならない。その確認は「重要事項の説明書」により行うものとする。

- ① 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動（大きな利益または損失）が生じるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
 - ② 商品先物取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損する恐れがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生する恐れがあること。
 - ③ 当社（商品取引員）は、委託者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不相当と認められる勧誘を行ってお客様の保護に欠けまたは欠けることとなる恐れがないように受託業務を遂行することが求められていること。
 - ④ 「投資可能資金額」とは、顧客が商品先物取引の担保として預託する取引証拠金等（追証等全ての証拠金を含む）の性質を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差し入れ可能な資金総額であり、損失が発生するとその額が減額されるものであること。
 - ⑤ 第25条に定める商品先物取引の未経験者の保護措置の趣旨とその概要
 - ⑥ 両建を行う場合、委託者の十分な理解が必要であること。
 - ⑦ 当社も取引所会員として自己取引を行っていること。商品取引員は故意に自己の取引を委託者の取引に対当させて委託者の利益を害することとなるような取引をすることを禁じられていること。
 - ⑧ 通常の受託における委託手数料と異なる手数料体系を採っている取引等の説明
 - ⑨ その他「商品先物取引—委託のガイド—」に記載されている主務省令で定める事項
2. 前項の理解の確認に当たっては、まず前項①号及び②号の確認を行い、その確認を得た上で③号以下の確認を行うものとする。
 3. 前項の書面の交付にあたっては、説明をした者は当該書面に署名押印しなければならない。
 4. 第1項の説明につき、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明者は顧客より「重要事項の説明書（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同説明書の正本を受領するものとする。

（「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明と交付）

- 第12条 勧誘を行う者は、「予測が外れた場合の売買の対処について」に基づいて決済、追証、難平、途転、両建の各取引についてその目的と効果を説明しなければならない。
2. 前項の説明において、追証の入証、難平、途転、両建の各取引については預託すべき取引証拠金及び徴収される委託手数料の負担が増すこと、これらの取引によっても尚損失が回復されず、または、損失が拡大する恐れがあることを説明しなければならない。
 3. さらに両建の説明については、次の説明をしなければならない。
 - ① 同一銘柄、同一限月、同一枚数の両建の勧誘は禁止されていること
 - ② 期限または枚数が異なる両建であっても、本条第1項及び第2項の説明につき委託者の理解が

不十分であると認められる場合には受託できないこと

4. 第1項～第3項の説明を終え、顧客よりその内容をよく理解した旨の回答を得た場合には、説明をした者は、顧客より「予測が外れた場合の売買の対処について（正・副本）」の所定の箇所に署名押印を求め、同書の正本を受領し、副本を留め置くものとする。

（「口座設定申込書」の徴求）

第13条 顧客が商品先物取引の委託を希望する場合は、当該顧客から「口座設定申込書」を徴求しなければならない。

2. 「口座設定申込書」は次の手続きを全て経ていなければ、その記入を求め、または、申込みを受けてはならない。
 - （1）第9条の「確認シート」による確認を終えていること。
 - （2）第10条の「委託のガイド」の交付・説明を終えていること。
 - （3）第11条の「重要事項の説明書」の説明・交付を行い、同条第4項の受領をしていること。
 - （4）第12条の「予測が外れた場合の売買の対処について」の説明・交付を行い同条第4項の受領をしていること。
3. 「口座設定申込書」は副本を必ず当該顧客に留め置くものとする。

（委託者の属性の調査）

第14条 勧誘を行う者は、商品先物取引の委託を行おうとする顧客の属性を把握し、当該顧客の取引が適合性の原則に反するものとならないよう「口座設定申込書」において顧客の自署により次の事項について申告を受けなければならない。

- ① 氏名
 - ② 性別、住所
 - ③ 生年月日
 - ④ 職業、勤務先及び役職
 - ⑤ 収入
 - ⑥ 資産の状況
 - ⑦ 投資可能資金額
 - ⑧ 商品先物取引その他の投資経験の有無等
2. 勧誘を行う者または適合性の審査に関わる者は、顧客に最適なサービスを実施するため、前項に掲げる事項の他、顧客の学歴、家族構成、勤務先の所在地、取引の動機等についても情報を収集し、判明した情報は「顧客カード」に記載し、不断に更新しなければならない。
 3. 第1項に掲げる事項の内、「⑤収入」及び「⑥資産の状況」については最低でも6ヵ月ごとに再調査を行い、顧客の取引が適合性の原則に反するものとなっていないか点検しなければならない。

(適合性の審査－日常の審査①)

- 第15条 顧客より「口座設定申込書」の差し入れを受けたときは、勧誘者は「顧客カード」の所定の事項を記入し、「口座設定申込書」、「確認シート」、「重要事項の説明書」及び「予測が外れた場合の売買の対処について」(以下『「口座設定申込書」等』という)とともに統括母店のコールセンターへ提出しなければならない。
2. コールセンター課員は前項の「顧客カード」と「口座設定申込書」等を点検し、不備がないことを確認の後、当該顧客に対して電話または訪問により「ヒアリングシート」による確認を行わなければならない。
 3. 前項の確認は勧誘者に行わせてはならない。また、勧誘者と同行で実施してはならない。
 4. 第2項の「ヒアリングシート」による確認の結果、確認をしたコールセンター課員が顧客の理解が不十分であると認めた項目については、当該コールセンター課員が説明し顧客の理解を得るか、もしくは勧誘者にその旨通知のうえ顧客の理解が不十分な点について再度説明させなければならない。この場合、当該コールセンター課員は、顧客の理解を得られるまでの経過について統括管理責任者へ報告しなければならない。
 5. コールセンター課員は、本条のヒアリングにより顧客が商品先物取引の仕組み、リスクについて十分理解していると判断したときは、「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を統括管理責任者へ移送し、必要があると認めたときには当該顧客の受託について意見を述べるものとする。

(適合性の審査－日常の審査②)

- 第16条 統括管理責任者は、前条の「顧客カード」、「ヒアリングシート」及び「口座設定申込書」等を精査し、コールセンター課員の報告等を勘案して、当該顧客が次の要件を満たす場合、受託を許可するものとする。
- (1) 当該顧客が第19条に定める「常に不相当と認められる委託者」に該当していないこと
 - (2) 当該顧客が第20条に定める「原則として不相当と認められる委託者」に該当していないこと
 - (3) 当該顧客が第26条に定める「商品先物取引の未経験者」ではない旨申し述べていること
 - (4) 当該顧客の属性について、年齢、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていないこと

(適合性の審査－日常の審査③)

- 第17条 前条第(1)号において、当該顧客が「常に不相当と認められる委託者」に該当することが判明した場合には、統括管理責任者は直ちに勧誘を中止するよう勧誘者に勧告しなければならない。
2. ① 前条第(2)号において、当該顧客が「原則として不相当と認められる委託者」に該当し、または、該当する恐れがあると認められる場合には、統括管理責任者は直ちにその旨勧誘者に通知し、勧誘を保留するよう勧告しなければならない。この場合、統括管理責任者または

コールセンター課員は、勧誘者に対して勧誘の状況等について聴き取りのうえ、当該顧客が商品先物取引の委託を希望しているかどうかについて顧客本人に確認しなければならない。

② 前号において、顧客が商品先物取引の委託を希望するときは、第21条に定める手続きにより総括管理責任者が決裁する。

3. 前条第(3)号において、当該顧客が「商品先物取引の未経験者」ではない旨述べる場合については第26条に定める。
4. 前条第(4)号において、統括管理責任者は、当該顧客の属性について年齢、収入、資産、投資可能資金額が社会通念上の相当性、妥当性を欠いていると認めた場合は、コールセンター課員に再調査を命じ、または、当該顧客から資産の状況を示す証書(第21条第1項に準じる)の提出を求め、これら再調査の結果または証書等に基づいて受託の適否を決裁する。

(「約諾書」と取引証拠金等の受領の時期)

第18条 統括管理責任者または総括管理責任者が受託を認めたときは、顧客から「約諾書」の差し入れを受け、取引証拠金等の預託を受けることができる。

(常に不相当と認められる勧誘及び受託)

第19条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者は「常に不相当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者・知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 年金・恩給・退職金・保険金等により主として生計を維持する者(以下、「年金等生活者」という)

※「主として生計を維持する」とは、これらの収入が収入全体の過半数を占める場合をいう。

- (3) 母子家庭該当者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (4) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (5) 破産者で復権を得ない者
 - (6) 女性及び一定の所得を有しない者(無職等)
 - (7) 20才代の会社員で役職を有しない者
 - (8) 70才以上の者
 - (9) 商品先物取引をするための借入れをする者
2. 勧誘の途上において顧客が前各号に該当していることが判明した場合には、勧誘者は直ちに勧誘を中止しなければならない。この場合、勧誘者は第7条に定める再勧誘の禁止に準じた処置を取らなければならない。
 3. 取引の期間中において委託者が前各号に該当することとなり、または該当する恐れがあると認められる場合には、営業部の取引担当者は直ちにその旨管理部へ通知しなければならない。この場合、管理部は調査を行い、その結果、当該顧客に適合性がないと判断された場合には直ちに当

該委託者と協議の上取引を精算するものとする。

(原則として不適当と認められる勧誘及び受託)

第20条 当社は、適合性の原則に照らして次の各号のいずれかに該当する者に対する勧誘を「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」と定め、これらの者への勧誘及び受託を行わない。

- (1) 65歳以上で年金等生活者でない者
- (2) 年収500万円未満の者
- (3) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者

(「原則として不適当と認められる勧誘及び受託」の例外要件)

第21条 前条の規定に関わらず、前条の各号の一に該当する顧客が商品先物取引の委託を希望し、かつ、当該顧客が次の各号の要件を全て満たす場合には、当該顧客への勧誘及び受託を認めることがある。

(1) 当該顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、顧客がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該顧客がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該顧客しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 顧客が次の内容を記載した自署申出書による申告があること

- ① 顧客が、自ら適合性の原則に照らして「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」であることを理解していること。
- ② 顧客が、「原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者」の例外要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 前条第1項(1)号に該当する顧客より受託した場合には、当該顧客が老後の生活の備えとして蓄えた資金まで投下することのないように特に留意しなければならない。

3. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、統括管理責任者を經由して総括管理責任者が決裁する。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止)

第22条 投資可能資金額の定義・性格に照らし、委託者が申告した投資可能資金額を超えることとなる取引を勧誘し、または受託することは「原則として適合性の原則に反する勧誘及び受託」であって、勧誘者はみだりに投資可能資金額を超えることとなる取引の勧誘及び受託を行い、または、投資可能資金額を増額することを勧誘してはならない。

(投資可能資金額を超える取引の勧誘及び受託の禁止の例外)

第23条 前条の規定に関わらず、委託者が次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、新たな投資可能資金額の範囲内における取引の勧誘及び受託を認めることがある。

(1) 当該委託者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、これを裏付ける資産を有していることを証明する証書(預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等)を提出すること。当該委託者がこの証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該委託者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

(2) 委託者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること。

① 勧誘者が、投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象であること。

② 本条に定める例外の要件を自らが満たしていることを確認していること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、売買監査室、統括管理責任者を経由して総括管理責任者が決裁する。

(ホームトレード等の委託者の受託の特例)

第24条 当社は、電子取引による商品先物取引の委託を希望している顧客及びオリエントクラブの会員で商品先物取引の委託を希望する顧客(以下「ホームトレード等の委託者」という)については、一切、勧誘を行わない。

2. 前項の説明は、電子取引による取引を行いたい旨の意思表示をしている顧客に対しては、第10条の事前交付書面に記載する説明事項をインターネットを介して電磁的に提供し、顧客がその説明について内容を理解したことを画面上のボタンをクリックする等の方法で確認することができる。

3. ホームトレード等の委託者が、「常に不相当と認められる勧誘」及び「原則として不相当と認められる勧誘」で掲げた属性に該当し、または、該当する恐れがある場合、ホームトレード等の委託者の管理担当者は直ちに統括管理責任者に報告しなければならない。

4. 前項の報告を受けた統括管理責任者は、必要があると認めたときは当該委託者の属性の調査や第21条第1項に定める「申出書」の徴求を命じ、これら調査の結果や「申出書」の妥当性に基づいて当該委託者の受託の適否を判断するものとする。この場合、第19条第1項の「常に不相当と認められる勧誘」に係る属性の(6)～(8)号に該当する顧客の受託を認めることがある。

5. 前項の審査は、ホームトレード等の取引担当者が「審査申請書」を起案し、統括管理責任者が決裁する。

(商品先物取引の未経験者の保護措置)

第25条 当社で商品先物取引の委託を開始しようとする委託者が、取引開始の日の直近3年以内に他社または当社において延べ90日間以上の商品先物取引の経験がない場合、この委託者を

「商品先物取引の未経験者（以下「未経験者」という）」と定め、次のとおり、商品先物取引の仕組みやリスクについての理解と習熟を図るための保護措置を設ける。

- (1) 未経験者の保護措置期間は取引開始の日から3ヵ月間とし、この期間は短縮しない。
- (2) 未経験者が保護措置期間内に取引するのにふさわしい取引の量の上限（以下「取引できる一定量」という）は、投資可能資金額の1/3（1万円未満を切り捨て）とする。
- (3) 投資可能資金額の1/3とは、建玉時に必要な取引証拠金等の額を指し、取引追証拠金、取引臨時増証拠金、取引定時増証拠金は含まない。

2. 勧誘者は、当該保護措置期間において取引できる一定量を超えることとなる取引の勧誘をしてはならない。

（商品先物取引の未経験者の判定の審査）

第26条 顧客が未経験者ではない旨申し述べる時は、当該顧客が当社で取引しようとする日の直近3年以内に延べ90日間以上の取引経験があることを示す書類（「売買報告書」「売買計算書」「残高照合通知書」等）の提出を求めるものとする。

2. 統括管理責任者は前項の書類、「口座設定申込書」記載の顧客の属性、「確認シート」による確認の状況、勧誘者またはコールセンター課員の報告等を精査し、当該顧客へヒアリングを実施したうえで当該顧客の取扱いについて商品先物取引の未経験者またはそうでない者としての判定を行う。

（商品先物取引未経験者の保護措置の例外）

第27条 第25条第2項の規定に関わらず、未経験者が希望する場合で次の要件を全て満たす場合には、投資可能資金額の増額を認め、取引できる一定量をその増額された投資可能資金額の1/3まで引き上げることを認めることがある。

- (1) 当該未経験者が新たに申告しようとする投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、当該未経験者がこれを裏付ける資産を有していることを証明する証書（預金等の通帳・残高証書、有価証券等の取引報告書等）を提出すること。この証明を申出書によって替える場合は、当該書面に当該未経験者しか知り得ない具体的な資産情報が記載されている場合に限り代替を認めるものとする。

- (2) 当該未経験者が、管理部が実施する「理解度シート」を受検し、その結果、当該未経験者が商品先物取引に習熟していると認められること。

- (3) 当該未経験者が次の事項を理解している旨自署申出書により申告すること

- ① 勧誘者が、投資可能資金額を増額するよう勧誘することは、適合性の原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘及び受託」の対象であり、特に未経験者に対し、取引できる一定量を超える取引を勧誘することは、未経験者保護の観点から原則として不相当と認められる勧誘の対象であること。

- ② 商品先物取引の未経験者に対する保護措置の趣旨と内容

③ 本条に定める例外の要件を自らが満たしていること。

2. 本条の審査は、営業部の取引担当者が「審査申請書」を起案し、売買監査室、統括管理責任者を経由して総括管理責任者が決裁する。

(審査記録の作成及び保存)

第28条 本規則に定める全ての審査について、その判断根拠を含めた記録を作成しなければならない。

2. 前項の審査記録及び「申出書」等の添付書類等の保存期間は、取引終了の日から3年間とする。

(「顧客カード」の活用と保存)

第29条 「顧客カード」は顧客に関する情報を集約し、適合性の原則に則った勧誘やサービスを提供するための重要書類である。

2. 営業部の取引担当者、管理部及び売買監査室の担当者は、適宜、顧客の属性、顧客との連絡・通信の状況及び各種審査の顛末等を「顧客カード」に記録、更新し、厳重に保管しなければならない。
3. 「顧客カード」は取引終了の日から3年間保存しなければならない。

(不正資金の流入防止)

第30条 当社は、不正資金の流入防止を図るため次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 公共団体等の公金出納取扱者、企業・団体等の経理・会計担当者及び金融機関に勤務する者等で当該団体・企業または第三者の資金を取り扱うことのできる者が商品先物取引へ私的に参入する場合については、第21条第1項の申出書を必ず徴収する。
- (2) 委託者より3000万円以上の取引資金が預託(入金)された場合には、当該資金の性質、保有資産の状況等について訪問等により調査する。また、3000万円に満たない場合においても管理担当班員又は担当外務員が訪問または残高照合通知書徴収による確認を行う場合がある。なお、統括管理責任者が必要と認めた場合は外部機関による調査を行うものとする。
- (3) 不正資金の流入防止のため、自己の資金でない事が判明した場合は、資金の入金を断るとともに、既存の建玉を速やかに処分するように委託者に要請するものとする。

(取引証拠金の額等に係る措置)

第31条 当社が定める取引証拠金の額等は、全ての上場商品につき取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社は、取引本証拠金の額等に係る社内責任者を総括管理責任者と定め、その内容について社内徹底するとともに委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(受託業務における違反行為の懲戒)

第32条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うにあたっては、商品取引所法、同法施行規則等関連法令、日本商品先物取引協会「受託業務に関する規則」及び本規則に定める禁止行為をしてはならない。

2. 前項の法令及び規則等に違反した者は、当該違反行為の態様の悪質性、委託者または当社が被った損害の程度等を勘案し、当社「就業規則」の規定に基づき懲戒処分に処す。
3. 前項の懲戒の種類及び程度を決定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) その違反行為が悪質で、かつ、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 懲戒解雇または登録外務員の登録の抹消
 - (2) その違反行為は悪質であるが、その結果が重大または被害が甚大でない場合 … 登録外務員の登録の抹消または期間を定めて行う職務の停止
 - (3) その行為の悪質性は軽微であるが、その結果が重大または被害が甚大な場合 … 前同
 - (4) 前各号の程度によっては当該違反者の上長・監督者も管理者として処分の対象となる。
4. 前項の基準は、当該違反行為に至る動機、故意または過失の有無等や当該違反者の過去の懲戒歴等を勘案して判断するものとし、「就業規則」の定めに基づき、職位職責の降格、降給、減給等の処分も併せて行う。
5. 懲戒委員会は、本条の懲戒処分を実施するについて統括管理責任者以上の者に意見を求めるものとする。

(取引の区分)

第33条 当社は、委託取引及び自己取引を行う部署を区分することとし、役職員が両部署を兼務することのないよう措置するものとする。

(広告宣伝に係る管理措置)

第34条 当社は、広告に係る社内管理体制を明確にするために総務部部長を管理責任者と定め、その実施に先立って社内審査を行うものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第35条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(「受託業務管理規則」の制定及び改廃)

第36条 この規則の制定及び改廃は取締役会の決議により行う。

附 則

1. この規則は、平成10年9月1日より実施することとし従来のは廃止する。
2. この規則は、第13条を変更、第14条及び第15条を追加し平成11年4月1日より実施する。
3. この規則は、第3条7項及び第10条を変更し平成11年12月1日より実施する。
4. この規則は、第4条第1項(1)を変更、同条第3項を新設、第7条第4項を新設、第8条第2項但し書き以下を追加して平成12年4月1日より実施する。
5. この規則は、平成12年11月1日より実施することとし従来のは廃止する。
6. この規則は、第2条第3項を変更、第4条第1項を変更、同条同項(2)を変更、(8)及び(9)を追加、同条第2項を変更、同条第4項を追加、第5条第3項及び第4項を追加、第6条第1項(3)を変更、第7条第3項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、同条第6項を追加、第8条第1項(3)を変更、同条第2項を変更して平成13年8月1日より実施する。
7. この規則は、第7条第3項を変更して平成14年3月1日より実施する。
8. この規則は、第3条第8項、第7条第1項及び第6項を変更して平成14年4月1日より実施する。
9. この規則は、第4条第1項8を追加、同条第9項を削除、第7条第3項を変更、同条第6項を変更して平成14年8月1日より実施する。
10. この規則は、第4条第1項(8)を変更して平成14年11月1日より実施する。
11. この規則は、第9条を変更して平成15年4月1日より実施する。
12. この規則は、第10条を新設して平成15年6月6日より実施する。
13. この規則は、第4条第1項(8)、同条第4項を変更して平成16年11月1日より実施する。
14. この規則は、改正商品取引所法にともない平成17年5月1日より実施する。
15. この規則は、第2条第1項を変更して平成17年9月1日より実施する。
16. この規則は、第2条第3項②号、同条同項③号を変更、同条第4項を変更、第7条第2項を変更、同条第3項を変更、第9条第3項を変更、第15条第1項を変更、同条第2項を変更、同条第4項を変更、同条第5項を変更、第16条を変更、第17条第2項①号を変更、同条第4項を変更、第21条第3項を変更、第23条第2項を変更、第26条第2項を変更、第27条第2項を変更して平成17年12月1日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
672	132	225	579

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
4,426	4,362	5,110

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	仕切り	
勧誘時に係るもの	3	1		2	
取引に係るもの	1	1			
取引終了時に係るもの	8	6		1	1
その他に係るもの	2	2			
合 計	14	10		3	1

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が日商協にその解決の申出のあったもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	3	1			2
取引に係るもの	7	1	1	2	3
取引終了時に係るもの	1				1
その他に係るもの	1				1
合 計	12	2	1	2	7

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

平成17年度中における係争

係争中の事件については、本年度発生が16件、本年度解決が13件（和解13件）となり、当年度末の係争中のものは、18件となっております。

訴訟件数	判決	和解	係争中
31件	0件	13件	18件

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 17,037,891 】	【流動負債】	【 10,103,622 】
現金預金	7,865,876	未払金	287,262
委託者未収金	638,154	未払消費税等	23,680
有価証券	340,836	未払費用	216,598
前払費用	83,399	預り金	85,360
保管有価証券	681,176	賞与引当金	190,000
差入保証金	5,364,223	預り証拠金	8,807,029
委託者先物取引差金	1,263,302	訴訟等損失引当金	468,962
預託金	220,000	その他の流動負債	24,729
未収入金	174,920		
未収法人税等	98,829		
子会社短期貸付金	140,000	【固定負債】	【 3,283,042 】
繰延税金資産	221,291	社債	300,000
その他の流動資産	212,378	長期借入金	2,500,000
貸倒引当金	△ 266,500	退職給付引当金	483,042
		【引当金】	【 130,106 】
【固定資産】	【 8,585,278 】	商品取引責任準備金	130,106
(有形固定資産)	(2,048,102)	負債合計	13,516,770
建築物	880,510	【資本金】	【 1,210,837 】
構築物	6,976	【資本剰余金】	【 5,136 】
器具及び備品	174,079	資本準備金	5,072
土地	986,535	その他資本剰余金	
(無形固定資産)	(137,335)	自己株式処分差益	64
電話加入権	40,782	【利益剰余金】	【 10,910,203 】
ソフトウェア	96,553	利益準備金	297,637
(投資その他の資産)	(6,399,840)	任意積立金	
投資有価証券	1,943,022	別途積立金	11,000,000
子会社株式	1,663,226	当期末処理損失	387,433
子会社出資金	502,240	【株式等評価差額金】	【 △ 18,775 】
出資金	113,820	【自己株式】	【 △ 1,002 】
長期性預金	500,000		
長期差入保証金	1,052,994	資本合計	12,106,399
長期貸付金	70,019	負債・資本合計	25,623,170
子会社長期貸付金	300,000		
長期繰延税金資産	509,412		
その他の投資	260,306		
投資損失引当金	△ 450,000		
貸倒引当金	△ 65,200		
資産合計	25,623,170		

損 益 計 算 書

〔 自 平成17年4月 1日
至 平成18年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目		金 額	金 額	
経 常 損 益 の 部	【営業収益】			
	営業 損益 の部	受 取 手 数 料 売 買 損 益	10,255,351 205,573	
	【営業費用】			
	販売費及び一般管理費	11,022,511	11,022,511	
	営業損失		561,586	
	【営業外収益】			
	営業外 損益 の部	受 取 利 息 受 取 配 当 金 その他の営業外収益	22,771 68,369 111,556	202,697
	【営業外費用】			
	支 払 利 息 社 債 利 息 有 価 証 券 運 用 損	18,920 2,680 15,191	36,793	
	経常損失		395,681	
特 別 損 益 の 部	【特別利益】			
	固定資産売却益 投資有価証券売却益 商品取引責任準備金戻入益 役員退職慰労引当金戻入益	802 269,307 649,085 394,106	1,313,301	
	【特別損失】			
	商品取引責任準備金繰入額 商品取引事故損失 固定資産売却損 固定資産除却損 投資有価証券売却損 投資損失引当金繰入額 役員退職慰労金打切支給額 減 損 損 失	287,633 385,000 3,222 9,788 2,960 450,000 394,106 41,820	1,574,531	
	税 引 前 当 期 純 損 失 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	22,700 78,687	656,911 101,388	
	当 期 純 損 失 前 期 繰 越 利 益		758,300 370,866	
	当 期 未 処 理 損 失		387,433	

③重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 売買目的有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- (2) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (4) 保管有価証券……………商品取引所法施行規則第39条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。
 - ① 利付国債証券……………額面金額の85%
 - ② 社債(上場銘柄)……………額面金額の65%
 - ③ 株券(一部上場銘柄)……………時価の70%相当額
 - ④ 倉荷証券……………時価の70%相当額

2. デリバティブの評価基準及び評価方法…時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	9年～50年
器具及び備品	4年～20年
- (2) 無形固定資産
ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により翌営業年度から費用処理することとしております。
- (4) 訴訟等損失引当金……………商品先物取引事故に備えるため、過去の実績率をもとに算出した当年度における損失見込額から商品取引責任準備金の当営業年度末残高を控除した額を計上しております。なお、この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
(追加情報)
従来、商品取引所法第221条の規定に基づく商品取引責任準備金のみを計上しておりましたが、当営業年度に商品先物取引事故の発生に伴う取崩が多額に発生したことから商品取引責任準備金残高が減少したため、会計上の所要額を新たに訴訟等損失引当金として計上することといたしました。これにより営業損失、経常損失、税引前当期純損失が468,962千円増加しております。
- (5) 投資損失引当金……………投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

- 5. 商品取引責任準備金……………商品先物取引事故に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

6. 営業収益の計上基準

(1) 受取手数料

商品先物取引……………委託者が商品取引所において取引を約定したときに計上しております。

(会計方針の変更)

「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定、最終改正 平成17年5月26日)の改正により、受取手数料の計上時期を「委託者が商品取引所において取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上」から「委託者が商品取引所において取引を約定したときに計上」に変更致しました。この結果、従来と同一の基準によった場合よりも受取手数料は148,038千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が148,038千円減少しております。

(2) 売買損益－商品先物取引損益……………反対売買又は受渡しにより決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

7. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理方法……………税抜き方式によっております。

④注記事項
貸借対照表注記

1. 支配株主に対する長期金銭債務 2,500,000千円
2. 子会社に対する金銭債権、金銭債務
 (1) 短期金銭債権 462千円 (区分掲記したものを除く)
 (2) 短期金銭債務 23,220千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 884,436千円
4. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。
5. 担保に供している資産の内訳は、次のとおりであります。
- (1) 担保資産
- | | |
|------|-------------|
| 定期預金 | 3,450,000千円 |
|------|-------------|
- (2) 預託資産
取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。
- | | |
|--------|-----------|
| 有価証券 | 93,105千円 |
| 投資有価証券 | 129,300千円 |
| 保管有価証券 | 678,270千円 |
| 合計 | 900,675千円 |
- (3) 分離保管資産
商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は63,685千円であります。
なお、同法施行規則98条の規定に基づく委託者資産保全措置額は1,381,000千円であります。
6. 委託者未収金のうち、無担保未収金は、280,752千円であります。また、発生から1年を経過しているものは58,712千円であります。
7. 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。
8. 委託者先物取引差金は委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払精算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。
9. 表示方法の変更
「商品先物取引業統一経理基準」(平成5年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定、最終改正 平成17年5月26日)の改正により、前営業年度における「預り委託証拠金」は「預り証拠金」として表示しております。
10. 1株当たり当期純損失は、313円18銭であります。
11. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書注記

1. 受取手数料の内訳

商品先物取引	10,244,248千円
オプション取引	8,205千円
商品ファンド	2,898千円
合計	10,255,351千円

2. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	782,557千円
商品先物評価損益	▲ 576,819千円
商品売買損益	-
その他の売買損益	▲ 164千円
	205,573千円

3. 支配株主との営業取引以外の取引高は、13,013千円であります。

4. 子会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引高	営業収益	1,820千円
	営業費用	12,000千円
営業取引以外の取引高		302,430千円

5. 減損損失

当営業年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落により、下記資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
営業用店舗	建物等	大分県、京都府、宮城県	12,292
賃貸不動産	土地及び建物	山梨県	29,028
遊休不動産	土地	大分県	500
合計			41,820

当社は、営業用店舗につきましては支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各支店を、また賃貸不動産及び遊休資産につきましては各資産を、グループの最小単位としております。また、本店、研修所、福利厚生施設等につきましては複数の資産グループのキャッシュ・フロー生成に寄与することから共用資産としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として固定資産税評価額に基づき算出しております。

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより税引前当期純損失は41,820千円増加しております。

追加情報

委託者未収金及び委託者未払金

商品取引所が規定する「受託契約準則」の改正により、従来、取引の決済により差引損益金が発生した場合、委託者未収金及び委託者未払金としておりましたが、損益通算額を預り証拠金に加算又は減算(預り証拠金の範囲内)する方法に変更しております。

⑤利益処分計算書

損失処理計算書

(単位:円)

当期未処理損失		387,433,936
これを次のとおり処理いたします。		
次期繰越損失		387,433,936

(注) その他資本剰余金64,400円は、次期に繰り越すことといたします。

監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

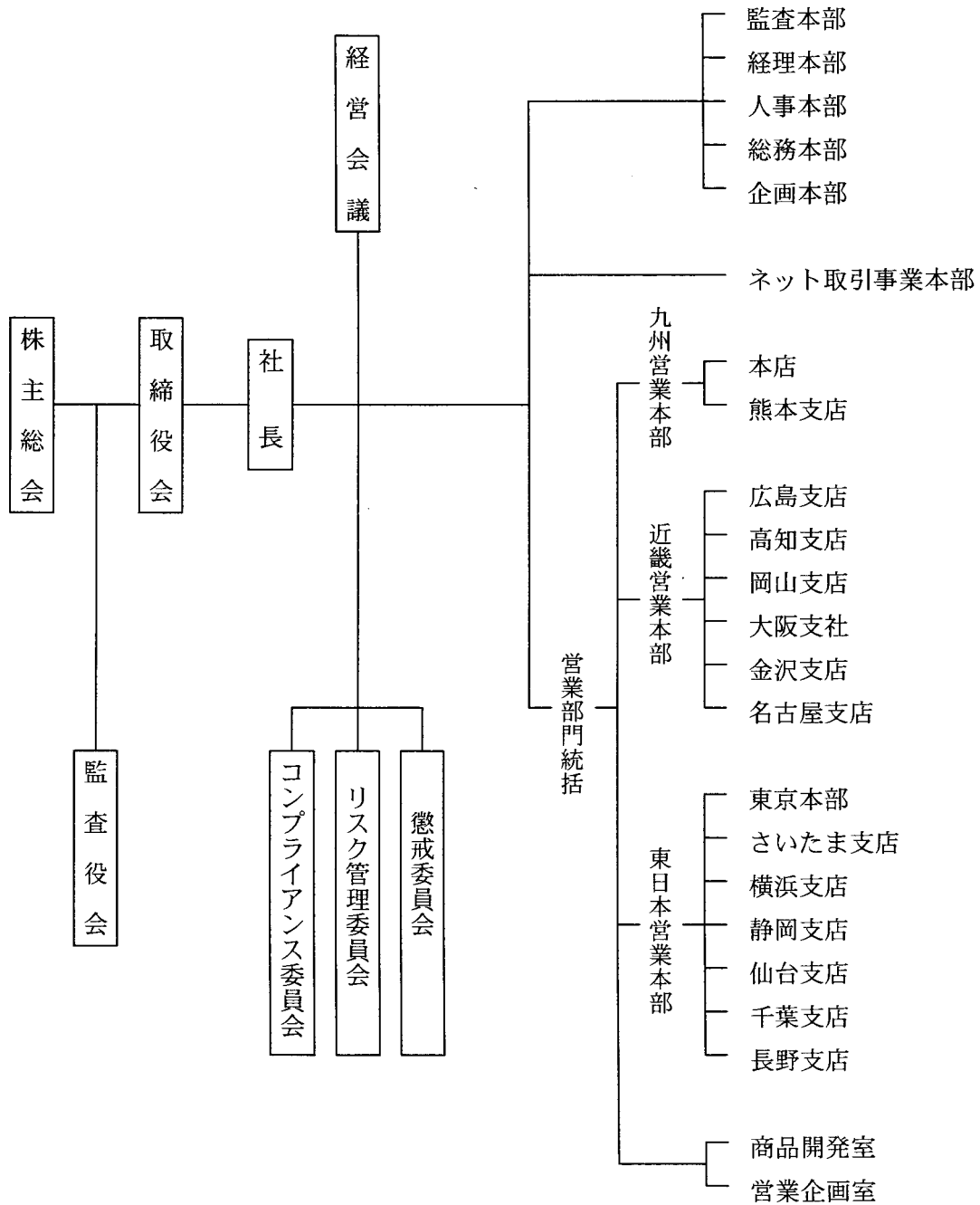
財務比率

諸 項 目	比 率
(a)純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	389.27%
(b)自己資本資本金比率 [自己資本/資本金×100]	999.84%
(c)自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	47.25%
(d)修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	69.09%
(e)負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	110.46%
(f)流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	168.63%

④事業の内容

(1) 組織の変更

当社の平成18年7月31日現在における経営組織の概要は次のとおりです。



追加開示情報 (2006.7.31)

⑨ 役員の状態 (平成18年7月31日現在)

役職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役社長	福田 國幹 昭和10年6月19日	千株 0

追加開示情報 (2006.7.31)

役 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株式数
常務取締役	平尾 昇 昭和 33 年 5 月 3 日	7
常務取締役	伊東 昌昭 昭和 30 年 6 月 11 日	10
常務取締役	古賀 勝 昭和 35 年 10 月 19 日	5

追加開示情報 (2006.7.31)

役 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株式数
監査役 (常勤)	今井 仁 昭和 19年 8月 4日	0
監査役 (非常勤)	山下 正秀 昭和 13年 3月 12日	0

追加開示情報 (2006.7.31)

役 職 名	氏 名 生 年 月 日	所 有 株式数
監査役 (非常勤)	梅田 常和 昭和 20 年 8 月 22 日	
計	9 名	138

- (注) 1. 監査役山下正秀及び梅田常和の2氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

平成 18 年 9 月 15 日

オリエント貿易株式会社

2006 年度版ディスクロージャーの訂正について

35 ページの「⑧苦情・紛争に関する事項」につきまして、誤りがありましたので別紙のとおり訂正いたします。

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	3	3			
取引に係るもの	81	46			35
取引終了時に係るもの	11	8			3
その他に係るもの	7	1			6
合 計	102	58			44

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛 争 申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	3	1			2
取引に係るもの	7	1	1	2	3
取引終了時に係るもの	1				1
その他に係るもの	1				1
合 計	12	2	1	2	7

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。